代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無

地縁による団体の名称

代表者名

- 1 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無
 - (1) 有
 - (2) 無
- 2 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無
 - (1) 有

職務代行者 住 所

氏 名

(2) 無

代 理 人 の 有 無

地縁による団体の名称

代表者名

代理人の有無

(1) 有

代理人 住 所

氏 名

(2) 無

裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において、民事保全法第24条(仮処分の方法)により、仮処分命令の申立ての目的を達成するために行う処分です。

仮処分命令とは、権利関係に争いがあるために現在の危険や不安を取り除きたい場合は、裁判所に対して裁判手続が終了するまでの間、仮の措置を定めることを求めることができます。

例えば、被害者が自らが平穏に生活する利益を守るため、加害者に面談禁止を求めようとする場合、正式な裁判手続にはある程度時間がかかることから、その間にも平穏に生活する利益が侵害され続けることが考えられます。このようなことを防ぐために、仮処分命令の制度があります。

該当のない団体は、「無」の番号に○をしてください。

民事保全法

(仮処分の方法)

第二十四条 裁判所は、仮処分命令の申立ての目的を達するため、債務者に対し一定の行為を命じ、若しくは禁止し、若しくは給付を命じ、 又は保管人に目的物を保管させる処分その他の必要な処分をすることができる。

代理人の有無について

「代理人」は、地方自治法第260条の8の代理人および第260条の10の特別代理人のことを指します。

該当のない団体は、「無」の番号に○印をしてください。

副会長による会長の事務の代行は、法律行為には及びませんが、代理人は法律行為を 行うことができます。

地方自治法

- 第二百六十条の八 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- 第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。